

## V 個人情報保護審査会答申の概要

### 答申第6号（概要）

- 1 件名 「措置入院に関する診断書」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成24年2月29日
- 4 原決定年月日 平成24年3月2日
- 5 決定の内容 部分開示決定
- 6 異議申立て年月日 平成24年3月5日
- 7 部分開示決定理由

措置入院の要否を判断する精神保健指定医の診断書には、客観的かつ詳細な情報の記載が求められており、性質上、被診察者本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、精神保健指定医は記載内容が本人に開示されないことを前提に記載している。仮に、被診察者本人に開示することを前提とすれば、精神保健指定医は本人とのトラブルを未然に避けるため、記載内容を簡略化することなどが想定され、診断内容が形骸化するおそれがある。

さらに、診察を行った精神保健指定医の氏名や診察に立会した職員の氏名等を開示することによって、診断内容に対する不満から軋轢や紛争を生じさせる可能性があり、ひいては措置入院業務の適正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

### 8 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取り消し、非開示とした部分の開示を求める。

- 9 諮問年月日 平成24年3月8日
- 10 答申年月日 平成24年6月27日
- 11 審査会の結論 部分開示とした決定は妥当である
- 12 審査会の判断概要

診断書の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像」及び「診察時の特記事項」に記載されている内容は、事柄の性質上、被診察者本人の認識や意に沿わない情報が多いことも想定され、精神保健指定医は、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化することなどが予想され診断書の記載内容が形骸化し、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、精神保健指定医名、職員氏名及び印影についても、これらの氏名を本人に開示した場合、措置入院に対する本人の不満から、精神保健指定医や職員に対する不信感や誤解が生じ、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるため、精神保健指定医や職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあり、措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

## 答申第8号（概要）

- 1 件名 「私が平成10年8月頃高知市池に建てた構造物に対して、公文書に記載される構造物の形や広さなどについて誤りの部分」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成24年9月5日
- 4 原決定年月日 平成24年9月25日
- 5 決定の内容 非訂正決定
- 6 異議申立て年月日 平成24年10月29日
- 7 非訂正決定理由

「『家』とは到底言うことのできない『プレハブ小屋の仮置き』を認めただけである。」を「建物は、基礎の上に建つプレハブ構造の一般的な家屋である。」に訂正を求めている個人情報については、平成10年8月31日に異議申立人等から提出された「誓約書」の3使用目的に記載されている「プレハブ小屋一棟の仮置き場として」という文言を引用したものである。

この表現については、そもそも異議申立人等によって使われた表現であるため、裁判において原告側の準備書面（1）に対する県の反論等を取りまとめた文書の当該個人情報は訂正の必要はない。

また、「当該プレハブ小屋は、寝泊まりができる様な大きさではなく、決して『住居』と言える様な代物ではないことから、」を「当該プレハブ小屋（仮称）は、6畳の和室に押入れ等を備える部屋の他、フスマに仕切られた約3.5畳の板の間兼台所との間取りで、完成しておれば立派な住居である。」に訂正を求めている個人情報については、裁判において原告側の準備書面（2）に対する県の反論等を取りまとめた文書であり、当時の県の担当者に聞き取りを行い、当時の担当者の受止めをまとめたものであるため、現段階で訂正するような内容ではない。

なお、「誓約書」の受理については、土地の所有者である高知県が、土地の売買契約締結前の土地の借用を認めたものであり、市街化調整区域内への建築物の設置を認めたものではないため、県は建築物の内容までは確認する必要はない。

## 8 異議申立ての趣旨

本件非訂正決定を取り消し、請求した文章への訂正を求める。

- 9 諮問年月日 平成24年11月6日
- 10 答申年月日 平成25年2月6日
- 11 審査会の結論 非訂正とした決定は妥当である。
- 12 審査会の判断概要

本件異議申立ての対象となった保有個人情報は、異議申立人が高知県土地開発公社を被告として行った土地売買契約の取消しを求める裁判において提出された平成21年12月28日付け準備書面（1）に対する反論のメモ（以下「本件保有個人情報1」という。）であり、担当者が、当時の担当者から聞き取ったものを取りまとめたメモと、平成22年5月14日付け準備書面（2）に対する反論のメモ（以下

「本件保有個人情報2」という。)であり、担当者が当時の担当者に聞き取りを行い、担当者の受止めをまとめたメモである。

本件保有個人情報1及び2は、実施機関の職員が訴訟の準備書面を作成する過程において、過去の交渉経過を、聞き取りを行った当時の担当者の記憶に基づいて記載したものであって、その記憶が客観的事実と違っていても、あくまでも記憶をメモにまとめたものであるため、客観的な正誤の判定の対象となるようなものではなく、訂正の対象ではない。